



## 目次

### 【トピックス】

- 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ)」の一部改定について…………… 2
- 投資一任業者に対する一斉調査 (これまでの第 2 次調査の内容) …………… 2
- 保険会社に対する ERM ヒアリングの結果について…………… 2
- 官民ラウンドテーブルの開催について…………… 3
- 休眠預金に係る調査 (フィージビリティ・スタディ) 結果について…………… 4
- 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (案)」等  
に対するパブリックコメントの結果等について…………… 4
- ファンドモニタリング調査の集計結果について…………… 6
- 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要…………… 6

【お知らせ】…………… 10

【金融ここが聞きたい!】…………… 13

【9月の報道発表】…………… 14

【9月のアクセス数の多いページ】…………… 16

## 【トピックス】

### 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」 の一部改定について

金融庁では、中小企業の経営実態を踏まえた債務者区分の考え方について、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に2つの質問・回答の追加を行い、平成24年9月4日に公表しました。

今回、追加したFAQのポイントは以下のとおりです。

1. 代行割れの厚生年金基金の解散に伴い、債務者である中小企業が企業年金連合会に積立不足額を納付することにより当該企業に損失が生じる場合の債務者区分の考え方を明確化しました。
2. 「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、「検査マニュアルにおいて、実質的に赤字でない企業の取扱いについての運用の明確化」を図るとされたことを受けて、債務者である中小企業が減価償却費の負担により赤字となっている場合の債務者区分の考え方を明確化しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について（平成24年9月4日）](#)にアクセスして下さい。

### 投資一任業者に対する一斉調査（これまでの第2次調査の内容）

金融庁では、現在、投資一任業者に対する一斉調査を行っており、平成24年4月6日には第1次調査の結果を公表するとともに、様々な観点から絞り込んだ投資一任業者に対して、第2次調査において、より深度ある調査を開始しました。

今般、第2次調査において優先的な調査の対象先とした投資一任業者から提出された資料及びヒアリング等により、現時点で把握している全体的な傾向を取りまとめました（現時点での速報値であり、今後、精査することにより修正があり得ます）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「投資一任業者に対する一斉調査（これまでの第2次調査の内容）」（平成24年9月4日）](#)にアクセスして下さい。

### 保険会社に対するERMヒアリングの結果について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化しているなか、将来にわたる財務の健全性を確保するため、規制上求められる自己資本等の確保に加え、統合的なリスク管理態勢（ERM：Enterprise Risk Management）の整備・高度化が課題となっています。

保険会社のERMについては、標準的な枠組みが確立されている状況にはありませんが、各保険会社における態勢整備に向けた取組みの参考に供すること等を目的として、金融庁では、平成22事務年度に続き、リスク管理の現状についてヒアリングを実施し、今般、その結果を取りまとめ、公表しました。

#### 1. 主な実施内容

平成23事務年度のヒアリングでは、会社の規模や事業・リスク特性を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社23社を対象としました。

## 【主なヒアリング項目】

- リスクガバナンスの現状と課題
  - ・リスク管理方針と内部規定の整備状況
  - ・経営陣、担当取締役等、リスク管理委員会等及び内部監査部門の役割
  - ・リスク報告の状況
- リスク選好の現状と課題
  - ・リスクプロファイルの把握
  - ・リスク選好の枠組み
- リスクと自己資本等の管理状況
  - ・管理プロセスの現状と課題
  - ・統合リスク管理ツールの活用状況
  - ・ストレステストの実施状況
  - ・負債特性を踏まえたALMの実施状況
  - ・中期的な経営計画を踏まえた将来のリスクと資本の十分性

## 2. ヒアリング結果の概要

前回に引き続きヒアリングの対象とした社では、(1) リスク管理に対する経営陣の意識が総じて高まりつつあること、(2) リスク管理部門と経営企画部門の連携を強める傾向が見られること、(3) 管理プロセスの改善に向けた継続的な見直しに取り組んでいる会社等が目立ったことなど、前向きに評価できる動きがありました。

一方で、「リスク管理部門の担当役員の専門性」、「内部監査部門の役割」、「リスクプロファイルの把握と活用」、「リスク選好の考え方や枠組み」、「海外保険事業の管理態勢の構築」、「内部モデルの見直しにおける妥当性の検証態勢」など、態勢の高度化を図っていく必要があることも伺えました。

## 3. 今後の取組み

ERM の構築は、本来、保険会社が自己管理の一環として行うべきものであり、形式的な取組みに陥らないよう留意することが必要ですが、金融庁として保険会社のERM 高度化を促していくことは、保険業界全体の底上げを図るうえで効果があると思われることから、今事務年度においても、こうした取組みを通じて、保険会社の統合的なリスク管理の整備・高度化を促してまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「保険会社に対するERM ヒアリングの結果について」\(平成24年9月6日\)](#)にアクセスして下さい。

## 官民ラウンドテーブルの開催について

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」を踏まえ、平成24年9月25日、金融庁は、業界団体や政府系金融機関等と官民ラウンドテーブルを開催しました。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものです。

9月25日の会合では、(1) 我が国企業・金融機関の国際展開の拡充、(2) 中小企業金融の向上、(3) 高齢化社会に対応した金融サービスの向上について、官民双方の実務家が、各テーマ毎に作業部会を作り、自由闊達に議論を深めて行くことが合意されました。

これを受けて、10月入り後、3つの作業部会が立ち上がりました。これら作業部会における検討内容については、来春を目途に再び開催される官民ラウンドテーブルにおける報告・議論の後に公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「官民ラウンドテーブルの開催について」](#)（平成24年9月25日）にアクセスして下さい。

## 休眠預金に係る調査（フィージビリティ・スタディ）結果について

金融庁では、平成24年9月28日、外部専門家による休眠預金の活用に向けた事務態勢面、コスト面にかかる調査（フィージビリティ・スタディ）の結果を公表しました。

休眠預金の活用については、本年5月にとりまとめた成長ファイナンス推進会議の中間報告において、（1）預金者からの支払要求には応じる仕組みにすること、（2）過去の休眠預金に遡って活用の対象とはしないこと、（3）然るべき法的措置を講じること、を前提として検討を進めることが決定されています。

本調査はこれらの前提を踏まえ、休眠預金の金融機関からの移管及び管理方法に関し、必要なコストを算定しつつ、実効的かつ持続可能な仕組みについての調査を行ったものです。

本調査の結果、一定の仮定の下、実現可能性があると思われる事務態勢面の選択肢と、活用可能額の推計が示されました。本調査結果も踏まえ、今後、具体的な制度案の検討を進めていき、制度案の検討を年度内に完了したいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「休眠預金に係る調査（フィージビリティ・スタディ）結果について」](#)（平成24年9月28日）にアクセスして下さい。

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化等を行うため、平成24年9月28日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第64号）」が公布され、10月1日より施行されました。

今回の改正は、以下の2点を踏まえたものです。1点目は、高額な対価による子会社取得が適切に開示されていなかったことが指摘されていることを踏まえ、M&A等に関する開示を充実させる観点から、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化を行うこととしました。2点目は、内閣府の「国民の声」での提案を踏まえ、外国会社が提出する有価証券届出書の記載内容等の見直しを行いました。

改正のポイントは、以下のとおりです。

### （1）臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化

売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社とすること。以下同じ。）を開示するため、臨時報告書の提出事由として次の事項を追加しました。

- イ. 提出会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の15%以上となる時
- ロ. 連結子会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となる時

（注1）上記イ及びロにおいて、当該子会社取得の一連の行為として行った、または行うことが決定された他の子会社取得がある場合には、当該他の子会社取得に係る対価の額の合計額と当該子会社取得に係る対価の額とを合算して提出事由に該当するかを判断します。

（注2）上記改正と併せて、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（企業内容等開示ガイドライン）を、以下のとおり整備しました。

- ・子会社取得の対価の額には、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれること
- ・「一連の行為」には、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当すること

(2) 外国会社が提出する有価証券届出書の記載内容等の見直し

イ. 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の見直し

継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書について、最近5事業年度分の財務書類（最近2事業年度分は公認会計士等の監査を受けたもの）の記載に代えて、選択により、最近3事業年度分の財務書類（すべて公認会計士等の監査を受けたもの）の記載を可能としました。

ロ. 発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式（発行残高の上限の記載）の柔軟化

社債の募集において、プログラム・アマウント方式（発行残高の上限の記載）により発行登録を行う場合、発行予定期間に係る発行残高の上限の記載に当たり、過去の募集により発行された社債の発行予定期間中の償還予定額の記載を求めることとしました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（平成24年9月28日）](#)」にアクセスして下さい。

## ファンドモニタリング調査の集計結果について

金融庁では、ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキームをいう。）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、調査を実施しています。

今般、調査結果の概要を取りまとめ、平成24年9月28日に公表しました。

### 【調査結果のポイント】

#### ○ 調査対象ファンドの販売（新規募集）状況（平成23年4月～同24年3月）

	販売本数 (本)	販売金額 (億円)	うちヘッジファンド	
			販売本数 (本)	販売金額 (億円)
国内投資信託	18,534	590,032	63	4,036
国内投資法人	30	1,785	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	946	39,382	74	699
集団投資スキーム	2,310	11,659	107	219
合計	21,820	642,858	244	4,954

※販売本数については、複数の販売業者が一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

#### ○ 調査対象ファンドの運用状況（平成24年3月末時点）

	運用本数 (本)	運用財産額 (億円)	うちヘッジファンド	
			運用本数 (本)	運用財産額 (億円)
国内投資信託	8,870	1,407,675	170	9,161
国内投資法人	48	90,831	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	712	212,259	70	18,420
集団投資スキーム	4,692	175,699	165	497
合計	14,322	1,886,464	405	28,078

※外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会（設置されていない場合は販売業者）が回答しています。

※ファンドの商品分類については、自己申告としているため、販売業者及び運用業者によって認識が異なり、同一ファンドであっても異なる分類を回答している場合があります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「ファンドモニタリング調査の集計結果について」（平成24年9月28日）](#)にアクセスして下さい。

## 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成24年8月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、引き続き厳しい状況にあり、現状D. I. のマイナス幅は前回調査と同水準となっています。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲51 (▲49)	▲51 (▲49)	21.3 (26.2)	46.1 (37.9)	14.6 (8.7)	11.2 (16.5)	6.7 (10.7)	
小売業	▲68 (▲53)	▲57 (▲47)	9.2 (13.8)	59.2 (55.3)	24.5 (18.1)	0.0 (0.0)	7.1 (12.8)	
卸売業	▲53 (▲55)	▲55 (▲57)	20.5 (15.2)	48.9 (49.5)	21.6 (19.2)	3.4 (4.0)	5.7 (12.1)	
建設業	▲38 (▲51)	▲43 (▲62)	8.0 (13.8)	51.1 (47.7)	31.8 (29.4)	0.0 (0.0)	9.1 (9.2)	
サービス業	▲51 (▲47)	▲51 (▲49)	12.2 (7.9)	58.5 (60.5)	23.2 (18.4)	0.0 (0.0)	6.1 (13.2)	
不動産業	▲46 (▲43)	▲41 (▲54)	0.0 (0.0)	72.9 (73.8)	20.3 (18.0)	0.0 (0.0)	6.8 (8.2)	
運輸業	▲51 (▲62)	▲43 (▲68)	26.2 (40.0)	41.7 (35.0)	28.6 (18.3)	1.2 (1.7)	2.4 (5.0)	
平均	▲51 (▲51)	▲49 (▲55)	14.5 (18.7)	53.2 (49.1)	23.6 (18.7)	2.4 (3.5)	6.3 (10.0)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比  
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。  
(注3) 表中の括弧書は24年5月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りも、引き続き厳しい状況にあり、現状D. I. のマイナス幅は前回調査と同水準になっています。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きくなっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	④ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金遅れ等	
製造業	▲38 (▲38)	▲36 (▲40)	97.3 (83.7)	0.0 (9.3)	0.0 (0.0)	0.0 (2.3)	2.7 (4.7)	
小売業	▲53 (▲49)	▲51 (▲53)	86.5 (90.9)	7.7 (3.6)	0.0 (0.0)	1.9 (3.6)	3.8 (1.8)	
卸売業	▲47 (▲47)	▲47 (▲51)	93.2 (95.8)	2.3 (0.0)	0.0 (0.0)	2.3 (2.1)	2.3 (2.1)	
建設業	▲45 (▲51)	▲53 (▲60)	83.6 (79.4)	10.9 (14.3)	0.0 (0.0)	1.8 (4.8)	3.6 (1.6)	
サービス業	▲43 (▲43)	▲45 (▲45)	92.7 (87.5)	4.9 (10.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.4 (2.5)	
不動産業	▲37 (▲39)	▲37 (▲46)	89.7 (88.6)	2.6 (4.5)	0.0 (0.0)	0.0 (2.3)	7.7 (4.5)	
運輸業	▲43 (▲43)	▲38 (▲45)	97.4 (90.9)	0.0 (6.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.6 (2.3)	
平均	▲44 (▲44)	▲44 (▲49)	90.9 (87.8)	4.6 (7.1)	0.0 (0.0)	1.0 (2.4)	3.6 (2.7)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比  
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。  
(注3) 表中の括弧書は24年5月時点の調査結果

(参考1) 東日本大震災に関連した業況感に関する主なコメントについては以下のとおりとなっています。

《製造業》

- 設備等の復旧は進んでいるが、依然として需要の停滞が一番の課題となっている（福島県）
- 震災の復興需要により一部では需要が堅調に推移した企業が見られるが、一方で、中国景気の減速等により海外向けの出荷が減少している企業が見られる（神奈川県）
- 建設材料や機械部品等の復興関連や、自動車関連には受注回復の動きもあるが、受注単価がリーマン前の水準まで戻っていない状況であり、景況感は継続して悪い（石川県）
- 電力供給の不安が薄らいだことや、企業向けの省エネ関連製品の受注が増すなど、若干回復の兆しがあるものの、依然として横ばいの状況である（滋賀県）
- 原発関連部品の下請業者は受注減少が続いているが、製造業全般的には震災の影響は少なくなってきたおり、むしろ需要低迷による売上の減少が業況低迷の大きな要因となっている（兵庫県）
- 震災の影響は脱却している。円高による収益圧迫など厳しい状況は続いているが、一方で節電・省エネ普及に関する国の補助等の活用による受注が出てきているところもある（福岡県）

《小売業》

- 小型店舗の業況は例年並みとなっているものの、大型店舗の復興関連商品の売上が好調であり、全体としては堅調に推移している（岩手県）
- 食品スーパーなど大型店の売上はやや好調だが、原発問題や風評被害による購買力の他地域への流出が課題となっている（福島県）
- 中心街への来客が減少しており、震災の影響もまだ残っている（茨城県）
- 震災のあった昨年と比較し同等か若干回復した業者が多かったが、震災前の状況も芳しくなかったため、全般的には依然として低調である（長野県）
- 計画停電、節電やエコカー補助金など、国の政策に喚起される需要は好調だったが、客足は全体的に低調であった（大分県）

《卸売業》

- 復興特需のある住宅機器関係では売上増加を見込んでいるものの、事務用文具品や日用雑貨等では売上が減少しているほか、事務機器では競争激化による契約単価の下落が見られるなど、総じて低調である（秋田県）
- 海外向けについては、欧州や中国経済の減速等による影響は受けているものの限定的であり、国内向けについては、震災の復興特需やスマートフォン関連の需要拡大等により堅調に推移した企業も見られる（神奈川県）
- 震災の影響による資材不足は解消しつつあるものの、仕入れ値が値下がりせず、収益圧迫が続いている状態である（福岡県）

《建設業》

- 復興関連工事や建築資材の値上げで売上は増加しているものの、利益率が下落傾向であることから、業況は良くも悪くもない（宮城県）
- 宮城県における復旧・復興需要に伴う人手不足の状況は変わっていない。また県内では、震災以降落ち着いていた住宅着工に動きが見られ、下請け業者や地元業者の受注が伸びている（山形県）
- 震災復旧や除染作業等の公共工事や、民間需要の増加が続いており、当面の売上は確保できている（福島県）
- 復興関連、耐震、新幹線整備による需要の増加により、受注単価に改善の動きが見られ、業況感は改善している（石川県）
- 公共工事は依然低迷し、民間工事についても新規受注はあまりないが、耐震・補強等の

リフォーム工事は増えている（愛知県）

《サービス業》

- ねぶた祭の人出は震災前の一昨年とほぼ同水準に回復したほか、観光施設や商業施設についても人出は回復している（青森県）
- 測量や設計等の建設関連サービス業では、震災や集中豪雨等から受注は増加したが、クリーニング・広告・人的サービスなど一般的なサービス業では、個人消費の低迷等により引き続き厳しい状況にある（栃木県）
- 震災の影響による自粛の反動から、ホテルについては宿泊等の稼働率が上昇している。一方、旅行商品の低価格化が進んでおり、旅行業者は薄利多売を余儀なくされる状況にある（香川県）
- 震災の影響で一時途絶えていた海外観光客が戻りつつある。一方、飲食店では大手チェーン店の出店等による価格競争で苦戦している状況にある（福岡県）

《不動産業》

- 不動産賃貸業では、震災の影響で業況が悪化したテナントが経費削減のため店舗の統廃合を進めるなど、全体の空室率が高くなっており、新しく出来たビルもテナントが入っていない状況である（宮城県）
- 不動産賃貸については、県が民間アパート等を借り上げ震災被災者に無償で提供していることもあり、物件は供給不足となっており、被災者以外の地元の人は、希望するアパートに住めない状況が継続している（山形県）
- 南海地震の津波浸水予想の見直しがあり、高台における分譲住宅等の需要が大きい一方で、浸水予想地域における需要は低迷している（高知県）

《運輸業》

- トラック運送業については復興関連業務により好調だが、全体的には、燃料費の上昇もあり、やや厳しい（岩手県）
- 震災による影響はほぼ無くなり、物流は比較的順調。一方、高速道路有料化によるコストアップが収益を圧迫している（山形県）
- 震災による取引先の工場の操業停止等により仕事量が多少減った時期もあったが、現在は回復傾向にある。一方で、燃料等の高騰や規制緩和による競争激化により、利益には結びつかない状況にある（茨城県）
- 震災関連の受注が継続しているほか、一般運輸の受注も増加傾向にあり、業況は引き続き好転傾向にある（栃木県）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」（平成24年9月28日）](#)にアクセスして下さい。

## 【お知らせ】

### ○ 「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

#### ○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

#### ○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

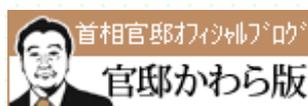


#### ○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: [http://twitter.com/#!/fsa\\_JAPAN](http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN))

### ○ 「官邸かわら版」について

内閣広報室では、野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しています。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

### ○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については、「[法令・指針等](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。  
どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

## ○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。  
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

### 「ファンド（組合など）取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。  
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
  - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
  - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）  
電話（ナビダイヤル）：0570-016811  
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。  
FAX：03-3506-6699

※詳細は、こちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意!](#) (金融庁ウェブサイト)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#) (金融庁ウェブサイト)

## ○皆様からの情報提供が市場を守ります!

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

### <個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦 (見せ玉や空売りによるものなど)
  - ・ インサイダー取引 (会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
  - ・ 風説の流布 (ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など)
  - ・ 疑わしいディスクロージャー (有価証券報告書や適時開示など)
  - ・ 疑わしいファイナンス (架空増資や疑わしい割当先など)
  - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

### <金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引 (FX) 業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為 (リスク説明の不足、システム上の問題など)
  - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題 (リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など)
- ・・・ など

### <その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド (投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者に関する情報
  - ・ 市場の公正性を害するような市場参加者 (いわゆる仕手グループなど)に関する情報
- ・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています (個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください)。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版）を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を電子メールでご案内します。

また、新着情報メール配信サービス（英語版）でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Weekly Review」など、新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[メールマガジン配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：昨日、国会で改正金商法が成立しました。総合取引所の実現に向けた制度の整備が盛り込まれていますけれども、改正法成立の受け止めと総合取引所の実現に向けた大臣のお考えを改めて伺えますでしょうか。

A. 総合的な取引所、これに向けて一步踏み出したという足がかりの土台ができたわけでごさいます、これから色々な課題が山積みしていますけれども、世界の色々な取引所に向けて厳しい日本の状況があることを考えますと、しっかりと取り組んでいくことが大事だと思っております、「国際競争力の強化」、そして利用者利便の向上を目指した上で、日本の市場の将来にとって極めて重要なものだというふうに考えています。

これからは、金融庁、そして経済産業省、農林水産省等で実務者協議会も開催することになっておりまして、緊密に連携しながら、取引所などの関係者に対して、早急に協力を要請してまいりたいというふうに考えております。

【平成 24 年 9 月 7 日（金）閣議後記者会見】

## 【9月の報道発表】



9月4日	<a href="#">アクセス</a>	「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について
	<a href="#">アクセス</a>	投資一任業者に対する一斉調査（これまでの第2次調査の内容）
	<a href="#">アクセス</a>	A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集について
6日	<a href="#">アクセス</a>	保険会社に対するERMヒアリングの結果について
7日	<a href="#">アクセス</a>	租税特別措置等に係る政策評価について
	<a href="#">アクセス</a>	「平成23年度実績評価書」等並びに「第21回政策評価に関する有識者会議」議事要旨等の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	平成25年度歳出概算要求書について
	<a href="#">アクセス</a>	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成24年5月末）及び過去（平成24年4月末）に公表した計数の訂正について
	<a href="#">アクセス</a>	金融庁の平成25年度税制改正要望について
	<a href="#">アクセス</a>	平成25年度予算及び機構・定員要求について
10日	<a href="#">アクセス</a>	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表に

		ついて
	<a href="#">アクセス</a>	日本振興銀行株式会社に対する管理を命ずる処分の取消しについて
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の変更認定について
	<a href="#">アクセス</a>	銀行の合併について
13日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社東北銀行及び株式会社じもとホールディングス（株式会社きらやか銀行）に対する資本参加の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	銀行持株会社の設立認可について
	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第5回）資料（平成24年9月10日開催）
14日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ジアース社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ジアース役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
21日	<a href="#">アクセス</a>	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
	<a href="#">アクセス</a>	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
24日	<a href="#">アクセス</a>	銀行の合併について
25日	<a href="#">アクセス</a>	官民ラウンドテーブルの開催について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
26日	<a href="#">アクセス</a>	企業会計審議会第29回監査部会資料（平成24年9月25日開催）
27日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第4回）資料（平成24年9月27日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第9回）資料（平成24年9月26日開催）
28日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第2回）資料（平成24年9月25日開催）
	<a href="#">アクセス</a>	貸金業関係資料集の掲載について
	<a href="#">アクセス</a>	休眠預金に係る調査（フィージビリティ・スタディ）結果について
	<a href="#">アクセス</a>	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリッ

	クコメントの結果等について
<a href="#">アクセス</a>	ファンドモニタリング調査の集計結果について
<a href="#">アクセス</a>	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について
<a href="#">アクセス</a>	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
<a href="#">アクセス</a>	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成24年6月末）及び過去（平成24年5月末）に公表した計数の訂正について
<a href="#">アクセス</a>	「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等について
<a href="#">アクセス</a>	マークより公表ページを見ることができます。

## 【9月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは、9月の「報道発表」の中で特にアクセス数の多かったページを掲載しています。  
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [大臣の略歴：中塚内閣府特命担当大臣（金融）](#)
- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [松下内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（24年9月7日実施）](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について](#)
- [平成24年事務年度監督方針及び検査基本方針等について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し\(案\)に係る御意見の募集について](#)
- [銀行の合併について（株式会社十六銀行）](#)

以上